8　特例措置に関する事項（別記様式第2の1～別記様式第2の13）

（1）温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（2）温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（3）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（4）森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（5）森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（6）農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（7）農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（8）自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（9）自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（10）河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（11）熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（12）熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（13）指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。）内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9　添付書類

以下の書類を添付すること。

（1）申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

（2）申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

（3）認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面

（4）認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面

（5）4（2）①を記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面

（6）認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）

（7）認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

（8）認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

（9）認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

（10）認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類

（11）認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書